

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	内閣府
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年六月二日法律第四十九号）第2条第3号に規定する公益法人。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。</li> <li>地方公共団体を通じた公益法人等への寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境を整備する。</li> </ol>		
関係条文	地方税法第23条第1項、第37条の2、第292条第1項、第314条の7		
減収見込額	(初年度) ▲20 (▲120) (平年度) ▲20 (▲120) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公益法人制度改革の趣旨である「民による公益の増進」を実現する。</li> <li>国民が支える「新しい公共」を実現する。</li> </ul> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>平成20年12月に施行された新公益法人制度は、民間非営利部門の健全な発展を促進し、「民による公益の増進」に寄与することをその目的としている。公益法人による公益活動の重要な原資の一つに民間資金から寄せられる寄附金がある。今後、一層の公益活動を促進するためには、寄附文化を醸成し、寄附を行い易い制度設計が求められる。</p> <p>公益法人による活動の充実・活性化を図るためには、多様な資金源を確保する必要があり、幅広い寄附金を促進するための措置が必要不可欠である。</p> <p>本制度は、公益法人への寄附により控除の範囲を拡大することで、寄附文化を醸成し、公益法人への草の根の寄附を促進することで公益活動の充実・拡大を図ろうとするものである。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	15. 公益法人制度改革等 1. 公益法人制度改革の推進 (1) 公益法人制度改革等の推進
	政策の達成目標	「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動の原資の重要な一つである寄附金について、寄附文化を醸成し、草の根の寄附を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	現時点（平成22年8月）において、236件の公益社団・財団法人が誕生。 ※今後、移行期間終了（平成25年11月末）までに、現在の特例民法法人（約24,000法人）の多くが、公益社団・財団法人への移行認定申請を行うことが見込まれるとともに、新規の一般法人からの公益認定申請も相当数寄せられることが想定。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げることで、より少額の寄附についても控除対象となる。その結果、少額の寄附件数の増加・寄附者数の増加が見込まれるため、政策目的である草の根の寄附の促進に対して有効な手法である。</li> <li>自治体への寄附を通じて公益法人等の活動を支援したいという寄附者の意思を尊重することができる環境を整備することで、公益法人等に対して、直接の寄附及び自治体を通じた間接の寄附という資金源の多様化を図ることができることから、政策目的である公益法人による一層の公益活動の促進に寄与する有効な手法である。</li> </ul>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(国税) 1. 公益社団・財団法人への寄附者に対する法人税・所得税・相続税の特例措置 2. 公益社団・財団法人自信に対する法人税の特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	要望の措置の妥当性	国から直接の支出等によって公益社団・財団法人の活動を支援するのではなく、租税特別措置を講じることで、民間からの寄附金（公益活動の財政基盤）収入の拡大を支援することが「民による公益の増進」・「新しい公共」という制度趣旨に沿っている。

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度税制改正において、公益法人制度改革関連法の施行にあわせた、公益社団・財団法人への寄附に係る所要の税制改正が行われた。</p>